

香川県農業の現状と農地流動化の問題

香川県農業会議 十 河 駿

はじめに

四国地区における農業諸問題を地域農業の発展方向と現行農政との関連において論じてほしいとの依頼を受けたが、とうてい私の能力の及ぶところでお断りしたが編集企画上どうしても四国地区のことが必要なので、どんなことでもよから書いて欲しいとのことでやまなくお引受した。したがって、内容的にはまったく編集企画の意に反することになるが、いち香川県における農業近況報告でお許をいただきたい。

本県の県土面積は 1,880 Km² (全国の 0.5 %) で大阪府に次いで全国で 2 番目に狭い県であるが、自然条件に恵れ四国の玄関口県として、さらに瀬戸内海工業開発等による第二次産業の発展等経済的条件にも恵まれ人口は常に増加し現在総人口 1,008,810 人である。

しかし、今後の香川県については中国と四国を結ぶ瀬戸大橋の架稿、四国高速自動車道の建設、新高松空港の建設等大規模プロジェクトが進められておりこれらプロジェクト完成後には様相が大きく変ることが想定され、なかでも交通流通体系の大変革、商工業の発展等経済条件の大変化のなかで本県農業はどうなっていくのだろうかと農家はいま期待と不安のなかで農業にとりくんでいる。

I 香川県農業のあらまし

本県の昭和 55 年の総耕地面積は 44,500 ha で、内水田が 73.5% の 32,700 ha、畑が 26.5% の 11,800 ha であり、畑の内 72.0% が樹園地である。そして農家一戸当り平均耕地面積は 62.6 アールである。

総農家戸数は昭和 55 年に 71,053 戸で、専業農家が 7,442 戸 (10.5%)、第一種兼業農家が 10,139 戸 (14.3%)、第二種兼業農家が 53,472 戸 (75.2%) である。

農家人口は、昭和 55 年に 314,429 人で県人口の 31.5% となっている。そのうち農業就業人口は 94,931 人で県就業人口の 12.7% を占めている。

農業粗生産額は昭和 54 年で 125,469 百万円で、その内訳は耕種が 68.5%、畜産が 31.4%、養蚕加工農産物が 0.1% との割合になっている。さらに耕種の内訳は米が 25.5%、野菜が 18.6%、果樹が 8.0%、工芸作物が 6.7% となって

いる。

農家所得は昭和55年に農家一戸当り平均4,854,700円である。そのうち農外所得が3,992,600円で農業所得は862,100円である。

以上のごとく、本県農業は恵まれた気象並びに立地条件を高度に活用し規模は零細であるが米、野菜、果樹、畜産等を主幹作物に農業者の勤勉と農地を高度に利用する労働集約的農業経営が営なまれている。

II 本県農業の動向

1) 1.5 haが階層分岐点

昭和55年の農家戸数は71,053戸であるが昭和35年以降の農家戸数の動向については、昭和35年から昭和40年までの5年間は年平均1.4%の減少、次いで昭和41年から昭和45年の間は年平均1.0%の減少、さらに昭和46年から昭和50年の間は年平均1.1%の減少、そして昭和51年から昭和55年の5年間は年平均0.9%の減少とこの5年間の減少率が最も低く最近農家戸数の減少速度はにぶってきている。

次に経営耕地規模別農家の動向については1.5 haを境えに上層では増加し、下層では減少が続いている。そして階層間では0.5～1.0 ha階層の農家が減少して0.5 ha未満と1.0 ha以上の両階層の農家数が増加している。すなわち、0.5～1.0 ha階層の農家が両極に分化している。

2) 兼業化の進展

昭和35年における本県農家の専業別構成は専業農家が36.5%、第一種兼業農家が33.7%、第二種兼業農家が29.8%であったが、これが昭和55年には専業農家の割合が10.5%、第一種兼業農家が14.3%、第二種兼業農家が75.2%と専業農家と第一種兼業農家が減少して第二種兼業農家が著しく増加した。

そして、これら兼業農家の82.8%が世帯主兼業農家であり、また、安定兼業農家ともくされる恒常的勤務者の割合が74.0%となっている。本県では県内での就業機会に恵まれていることから出稼ぎはなくほとんどの兼業農家が在宅通勤兼業農家である。また農家所得の農業依存度も年々低下し昭和55年には17.8%となっている。

昭和55年センサスでは専業農家が昭和50年に対して286戸、割合にして0.9%増加しているが、これは0.5 ha未満層の専業農家が16.8%も増加していること、また60才以上の基幹的農業従事者が増えていること等からして老人専

業農家の増加であって本質的には本県農家の兼業化の深化はますます進んでいる。

3) 農業労働力の劣悪化

農家の兼業化の進展にともなう農業就業者についても大きな変化がみられる。昭和55年の本県の農家戸数は71,053戸であるが、この内男子農業専従者がいる農家は22.9%、女子農業専従者だけの農家が9.0%で残りの全体の68.1%の農家はまったく農業専従者なしの農家である。すなわち本県の自家農業従事者数は約20万人となっているが、農業従事のウェートが高い農業就業人口、中でも農業の基幹的従事者は著しく減少している。

昭和55年の基幹的農業従事者数は44,999人であるが、これを年令階層別割合によってみると、16才～19才層が0.1%、20才～39才層が10.5%、40才～59才層が52.2%、60才以上層が37.2%と基幹的農業従事者10人のうち約4人が60才以上である。またこの基幹的農業従事者の51.1%が女性となっており、基幹的農業従事者の老令化率と女性化率が非常に高くなっている。

4) 農地の潰廃と利用率の低下

昭和35年の本県の農地面積は55,500 haであったが昭和55年には44,500 haとこの20年間に11,000 haの農地が他用途のために潰廃された。

農地の他用途転用面積は経済の成長テンポと同一歩調で推移し昭和48年までは毎年転用面積が増加し、最高の昭和48年には一年間に全農地面積の約1.4%にあたる646.5 haの農地が転用された。それ以降はオイルショックによる経済不況を背景に農地転用面積も著しく落ち込みしかも減少傾向にあったが昭和52年頃より再び増加に転じ、住宅、道路等公共用施設用地として転用され農地面積は年々減少の一途にある。

一方農用地の利用状況は水田二毛作を特色とする本県農業にあつて麦作面積の減少は耕地利用率を著しく低下させた。もっとも利用率の高かった昭和35年の174.4%から昭和50年には114.8%にまで低下し以上若干上昇傾向にあり昭和55年には122.0%となったものの依然として稲作後地の有効利用が完全になされていない。

5) 56年新規就農者は17人

次代の本県農業を担う農業後継者として新規学卒者の就農が期待されているが新規学卒者の就農率は極めて低く、昭和46年の225人を最高に年々減少し昭和56年3月に中学校と高等学校を卒業した者の内就職した者は合せて5,149人

であるがその内農業に就業した者はわずか17人でこれまでの最低である。

6) 畜産が伸び耕種部門は減退

農業生産の動向については、農業総合では昭和50年以降横ばい傾向にあるが耕種部門の米の生産調整による減反と工芸作物の減産によって麦、果樹、野菜は伸びているものの全体として減退している。これに対して畜産部門はわずかではあるが生産が伸びている、なかでもブロイラー、生乳および鶏卵については昭和50年から昭和54年にかけては毎年生産が拡大されてきているが豚は横ばい傾向、肉用牛は減退傾向にある。すなわち本県農業の総生産の維持増大を支えているのは畜産であり、そして畜産農家の昭和56年における一戸当平均飼養頭羽数は、乳用牛（酪農家）が17.5頭、肉用牛（肥育農家）が8.5頭、豚（養豚農家）が92.7頭、採卵鶏（養鶏農家）が4,786羽、ブロイラーが14,834羽と畜産農家は減少しているが一戸当り飼養頭羽数は常に拡大されており畜産農家の多頭化、専門化が進んでいる。

7) 農業機械化による過剰投資

本県農家の農業機械に対する投資意欲は非常に強く農業機械の普及率は全国でもトップレベルにある。耕耘機とトラクターについては1戸に1台強の普及率になっている。そして最近では特に農業機械の乗用型化、大型化、高性能化を志向する割合が高くなっており、本県農家の一戸当り耕地面積62.6アールの零細経営では過剰投資となり農家の経営を圧迫することになるとみられているが兼業農家にあっては、むしろ農業作業の省力化をはかり一日でも早く兼業に出られるようにするために最近専業農家よりも兼業農家の方が農業機械を積極的に導入している。

8) 高騰する農地価格

農地価格の動向についてみると、農地を住宅用地等で売買する場合の農地転用価格は昭和55年に県平均で3.3㎡当り市街化区域で120万円、市街化調整区域で7.5万円、農振地域で4.7万円である。この農地転用価格の影響を受けて農地を農地として売買する農地売買価格も毎年高騰しており昭和55年の県平均農地売買価格は10アール当り農用地地区外で311万円、農用地区域内で272万円となっており転用価格に比べると相当安いものの現在の農業収益からすればやはり高くそのため農地の所有権移転は昭和43年の495.1haを最高にその後毎年減少し昭和55年には161.2haになっている。

9) 目標を大中に上廻る転作実施

米の需約均衡化と農産物の総合的自給力の向上をはかるための水
対策による転作等の実施面積については、本県の場合昭和53年度には5,707ha
(目標達成率138%)、昭和54年度5,856ha(目標達成率142%)、昭和55
年度6,905ha(目標達成率122%)、昭和56年度7,805ha(目標達成率113
%)といずれの年度とも国の割当目標面積を大中に上廻る転作実績になっている。

そして、転作作物別実施面積では、野菜が全面積の28.7%で最も多く、次い
で大豆が17.8%、飼料作物が14.0%、麦類が13.2%、花卉・花木種苗類が
9.4%である。これらが主要転作物目でその転作面積が全体の83.1%を占めて
いる。

昭和56年度転作等実施面積7,805haは本県の水田面積の23.9%にあたる
面積である。また転作等実施農家戸数は全農家の81.6%にあたる58,000戸で一
戸当たり平均転作等実施面積は13.4アールである。

III 本県農業の問題点

本県農業の主要動向については以上のごとく我が国経済の成長過程のなかにあ
って好悪両面にわたる様々な影響と農業諸施策によって農家の生活水準の向上、
生産の選択的拡大及び一部生産性の向上等農業の発展をみたが、また同時に農村
農業の健全な発展を妨げる困難な事態を招来することにもなっている。その基本
的な問題点を要約すると次のとおりである。

- (1) 他産業部門の労働力需要の増大、農工間の所得格差等によって農業労働力
が過度に流出し、農家の兼業化が著しく進展し農家総兼業化の様相にあるこ
と。
- (2) 兼業化の深化によって農業従事者が婦人と老人が中心になっており農業労
働力が質・量ともに劣悪化していること。
- (3) 新規就農者が極たんに少なく次代を担う農業後継者が確保されていないこ
と。
- (4) 住宅用地等非農林部門からの土地需要が強くスプロール的に農用地の潰廃
が進んでいること。
- (5) 地価の高騰と兼業化の進展は農家の農用地の資産的保有意識を強め、農用
地の利用と保全管理が粗放化し耕地利用率の低下と地力の減退をもたらして
いること。

- (6) 水田利用再編対策の実施、農産物価格の低迷に対して生産諸資材の高騰等農業収益の悪化に加えて深まる農業の先ゆき不安から農村・農家の間に農業振興についてのエネルギーが存在しなくなりつつあること。
- (7) 経済発展とともに農村は都市化傾向を強め、その社会的構成は混住化の度合が高まり農家の生活意識は変化し従来の地域住民としての連帯感が希薄化するとともに農村共同体としての管理機能も低下し農用地並びに農道・水路等の利用について問題を生じている。また混住化によって農業生産環境、自然環境が悪化していること。
- (8) 農家の経営規模が非常に零細であり、しかも一筆当り面積は小さく分散していること。しかし農家の兼業化、農用地のスプロール的潰廃と地価高騰等からは場整備など土地基盤整備事業の実施が困難になっている。

IV 県農業振興の目標

以上のような本県農業の現状に対して県においては、経済の高度成長過程においてもたらされた多くの課題に適確に対応していくとともに瀬戸大橋、鳴門大橋の架橋と高速自動車道の建設後における交通流通体系の変化と農業面への影響等を考え、都市と農村が一体となる均衡ある発展を図るための田園都市構想を基調に農村地域を都市と農村のよさを兼ね備えた住みよい、暮しよい、働らきやすい魅力あるところとすることを目標に〔人づくり〕、〔土づくり〕、〔物づくり〕、〔村づくり〕の四づくりを農業振興の基本理念にかかげ農業諸施策の推進を行っている。

V 本県における農地流動化の実態

本県農業の体質を強化し農業を産業として確立していくには、今後本県農業を担っていく中核農家の育成が重要課題である。しかしながら高度経済成長期に脆弱化された農業就業構造また土地利用の現状は容易に変化しそうになく、現在市町農業委員会が一昨年制定された農用地利用増進法、農地法改正、農業委員会法の一部改正のいわゆる農地三法にもとづき農地流動化と中核農家の育成にとりくんでいるが、本県のように兼業化が著しく進んでいるところにおける農地流動化の実態について報告すると次のとおりである。

1) 農地借入れ農家の実態

農地の流動化を進める場合農地を積極的に買うなりまた借りてでも規模拡大をし

ようとする農家がどこにどれだけいるかが問題であるが、本県ではこの農地規模拡大希望農家が非常にかぎられた農家となっているために市町農業委員会の指導にもかかわらず農家の間に農地流動化の気運の盛り上りが弱くなっている。問題は農地を買いなり借りるなりして規模拡大しても安心してつくれるものがなにもないということである。

例えば、水稻であれば価格も一応保障されておりまた栽培についても機械化によって省力化されているのでおおいに規模拡大してつくりたいが生産調整下にあるので増すことはできない。それでは転作作目として栽培が奨励されている麦と大豆についてはどうか、本県のように農用地の基盤整備がおくれている農地一筆当りの面積が狭く、しかも分散しているところでは生産性のあがる集団栽培は難しく、したがって農家にとっては経済的に魅力のある作物でなく農家の栽培意欲は弱い。

次に野菜農家が規模拡大して野菜の栽培面積を増したらどうかであるが、本県野菜農家の経営実態は野菜栽培面積を増して収益を上げるというよりは自家労働力にみあった作付面積にしてむしろ作付面積は少なくして単価の高いもので、しかも品質のよいものをつくっていくという方向にあり野菜農家も農地規模拡大意欲が弱い。

また果樹農家についても果樹経営の中心をなす温州みかんの生産過剰と価格の低迷で栽培面積の拡大意欲は弱く、さらに果樹農家にあっても野菜農家の場合と同様に自家労働力を考えて栽培面積を拡大するよりもむしろ土地条件の悪い園地は廃園にして、条件のよい園地に集約管理し品質のよいものをつくっていくという経営になっている。したがって果樹農家についても現状では新規に農地取得をして規模拡大をはかっていくことが期待できない。

最後に畜産農家については、我が国の畜産は海外からの輸入穀物を原料とする購入飼料に完全に依存しており、まさに外国の農地の上に立って畜産が営まれている。したがって我が国の畜産農家の経営の安定をはかっていくためには国内の農地の上に根をおろした畜産経営にしなければならないということからして飼料作物等の積極的な栽培の必要性がいわれてきているが、畜産農家は飼料は購入飼料を前提に自家労働力限度いっぱい飼養頭数を拡大しているので自給飼料をつくだけの労働力に余裕がなく、またもし仮に労働力に余裕があっても自給飼料を栽培することなく家畜の飼養頭数を増すというのがこれまでの本県畜産農家の実態である。したがって今後飼料価格あるいは畜産物価格等がどうなっていくかが問題

ではあるが、現状では畜産農家においても他部目農家と同様に農地規模拡大意欲が弱い。

このように本県では農地の借入れ農家ともくされる専業農家は農地価格と労賃の高騰に対応する経営として自家保有労働力と所有農地を最高度に利用していかにして限られた農地から多くの収益を上げていくか、すなわち土地生産性の追求を目標に経営が営まれており、農家の農地規模拡大意欲が弱いことが農地流動化についての気運が盛り上がってこない大きな要因となっている。

2) 兼業農家は現状維持を志向

一方農地の貸手となることが想定される兼業農家の実態であるが、本県の兼業農家の圧倒的農家が農業経営と農地保有については現状維持を志向しているということである。

本県は狭くまた交通条件がよく県下全地域が通勤圏であり、しかも県内での就業機会に恵まれていることから兼業農家のすべてが在宅通勤兼業農家である。そして最近では家族総兼業化の傾向にあり農家所得に占める農業所得の割合は著しく低下し、生活費の多くの部分が農外所得によって賄なわれている。しかしながら、これら安定兼業農家の自己所有農地の状況については、他人に貸すことなく依然として農業を継続している。その場合の主要経営作目は米作である。すなわち、機械化さえしていれば、水稻の80～100アールぐらいの面積であれば出勤前あるいは帰宅後または土・日での農業従事結構やってゆけるということである。

本県の農業機械普及率は非常に高く、なかでも兼業農家が農外収入をもって専業農家より気楽に大型農機具を購入している。機械化によって農作業は楽にでき、食べる物は自家ででき、老人と子供以外の家族全員が給料とりとなり、しかも道路網が整備されていくことによって持っている農地価格は年々上っていく、いま農村で一番安定しているのは兼業農家ということになっている。したがって農地はそう簡単に売ったり貸したりはしないということに本県兼業農家の場合にはなっている。

3) 借手農家と貸手農家の偏在

農地の流動化を推進する場合農地借入れ希望農家と借し手農家が一定地域にうまく存在していればよいが、県下の実態をみるとそうっていない。本県における兼業化の進展状況を地域的にみると、多くの農家が兼業化していくなかで専業農家が地域的に点々と残っていくという状況があればよいが、兼業化の勢が強くて地域的には農家オール兼業化の状態になっていて仮に農地の貸し手があっ

ても近くには借りる農家がないという実態である。また逆に純農村地帯で特に農業が盛んな地域では農地の借り手はあっても貸し手がないといった具合にある一定の地域内に農地の貸し手と借り手がうまく存在するという状態になっていない。

4) 農地基盤整備の遅れ

本県のは場整備は全国的にみて非常に遅れており一筆当り面積は少さく、筆数が多くしかも分散しているため自己所有農地の隣接農地が借れるということはまれであり、またある農家が所有農地すべて貸して離農する場合でも農地が分散しているために数戸の農家による分割耕作になってしまい農地の集団化が非常に難しいこと。また貸してくれる農地はあっても道がなくて大型機械が入れない農地だから借りてもしかたないといった農地基盤整備の遅れが農地流動化の大きな阻害要因になっている。

5) 水田転作奨励金の問題

昭和56年度における本県の水田利用再編対策による転作等実施面積は全水田面積の23.7%にあたる7,805 haである。これら水田転作が農地の流動化の阻害要因となっている。すなわち自家で労働力がなく農業が十分にできなくても水田転作ということで水稻以外のものを作付さえしておけば10アール当り45,000円～70,000円の奨励金がもらえるのだからなにも農地を貸す必要はないということである。また農業委員会の指導によって正規に農地を貸せばもらえる小作料は最高で29,742円(県平均標準小作料額)である。すなわち農地は貸すよりも水田転作奨励金をもらった方がとくだということである。水田転作による奨励金の支払が正規の農地貸借推進の足かせとなっている。

6) 農地法に対するアレルギー

本県は特に農地が少なく経営規模が零細であることから農家の農地所有に対する意識には特殊なものがある。戦前の農民運動、慣行小作権の成立、また戦後の農地改革、地主による集団的小作契約の解除解約運動、これに対する小作地解消運動等戦前戦後を通じて農地の小作関係については他県に例をみない激しい動きがあっただけに、昭和45年の農地法改正さらに昭和55年の農用地利用増進法、農地法改正等一貫して法律的には安心して農地を貸せるようになってきているがしかしまだ依然として農地は一旦貸せば耕作権が発生して返してもらえなくなるのではないかといった不安をもっている。また従来は小作人養護が非常に強かったのに対して最近のようにまったく逆の方向での新法の制定、農地法改正、奨励

金の交付等あまりにも次から次へと法律改正等行なわれることによって農家はかえって将来における法律・制度等の改変が心配になって貸せないという意見もあるが、いずれにしてもまだまだ農地改革後の農地法に対する抵抗が農地を貸す側の農家にあるようである。

VI 農地流動化推進上の課題

1) 農地に対する公法的規制の強化

農地の他用途転用需要はオイルショックを契機に昭和49年以降低調になってはいるもののやはり土地に対する潜在的需要は根強く、また最近特に道路等公共用施設用地ということで転用規制の適用除外となって優良農地が大規模に潰廃される事例が多くなっているが、農地の流動化、規模拡大を進める場合まず農地の非農業的利用への転用については厳しく規制し農地を絶対的に確保していくことが必要である。

例えば、本県の場合前にのべたように昭和35年から昭和55年までの20年間に18,309戸の農家が離農しているが、農家一戸当り平均耕地面積は昭和35年が62.1アールであったのに対して昭和55年は62.6アールと昭和35年農家総戸数の20.5%にもあたる農家が離農したのに残った農家の平均耕地面積がわずか0.5アールしか面積が拡大していないということは離農して行った農家が離農の際に農地はすべて転用売却しているということである。このように農地の潰廃を認めていくのであればいくら農家戸数が減少しても残った農家の経営規模の拡大にはつなげていかない。

また農地の利用についても農業生産手段としての厳しい利用規制が必要である。現在のように農地は所有しているが農業生産手段として所有しているのではなくて、地価高騰を期待して資産として農地を所有しているということになると自から農地として有効に利用しないし、また他人に貸しもしないということで隣にその農地をほしい農家があっても利用することができない。我が国ではこれまであまりにも土地所有・利用についてのエゴイズムを放任しすぎている。

今後農地の流動化によって中核的農家への農地集積あるいは集団的農地利用等を進めていくためには農地は本当に農業する者しか所有できないし、農地を持っているかぎりには農地を有効に利用しなければならないという現行農地法制定当時の基本精神が農家にもたれなければならない。すなわち農地問題は農地所有・利用についての私有権の規制がどの程度まで可能であるかにかかっている。

2) 地価の抑制

農地流動化でいつも問題となるのが高い地価である。現在の農地価格は農業収益を前提としたものでなくて、農地を転用した場合の売買価格が基準となってきたため農地としては非常に高い地価になっている。したがって農地が他用途転用者に買われても農家が農地を取得することは困難である。

現在の農地流動化施策は、高い農地売買価格を是認しそれを回避して貸借によって規模拡大をはかっていくことをねらいにしているが、規模拡大農家は長期的経営安定のためにはできうれば農地取得（所有権移転）による規模拡大を望んでいる。また兼業農家の農地所有の考えが資産的所有になっているのも将来における農地価格の高騰を期待しているためである。したがって今後農地の流動化を活発にし安定した経営を確立していくためにはどうしても農地価格を強力に抑制していく必要がある。

3) 借地による経営の確立

農用地利用増進法による農地流動化の実態をみると農地の貸借期間は3～5年が多くなっているが、このような短期間の貸借では流動化したことによってかえって大きな問題が生じる。それは、農地を借りた農家は自分は短期間しか利用できないのだから地力を向上させるような有機質の施用等はせずその土地が持っている地力を吸収しつくしてしまうような農地利用が行われる恐れがたぶんにあること。すなわち地力略奪農業となって長年にわたってつくられてきた農地を退廃化させていくことになる。

また土地の生産力を積極的に高めていくための土地改良等農業投資についても短期貸借では貸し手、借り手の双方が資本回収が長期にわたるような土地改良等はしないということになると、折角流動化されてもそのことによって農地が退廃化したのではなにもならない。したがって今後農地短期貸借をもとにどのような農業経営を確立していけばよいのか、また農地の所有と利用が分離して行く場合における土地改良等農業投資のあり方等も早急に検討されなければならない課題である。

4) 相続による農地取得を制限

民法の均分相続をもとに最近の農家の核家族化と土地価格の高騰等によって近年農家で相続時に農地が分割して相続される事例が多くなっているが、このことは農地所有目的が異なる農地所有者を多くすることになり、農地の有効利用、流動化、特に集団的農地利用を進める上でこれら農地所有者すべての同意を得るこ

とは難しく問題となっているが、今後とも現在のように相続による農地取得を放任していけば将来農地流動化と農地有効利用の大きな阻害要因となることが予想される。今後相続による農地取得に対して農地流動化及び有効利用の観点からの制限措置が講じられる必要がある。

5) 土地基盤整備の強力な実施

農地流動化推進上特に本県の場合土地基盤整備の遅れが問題となっているが、今後大型農機具が使える生産性のあるような土地条件になっていなければ農地の借り手もなくまた有効にも利用されない。ただ地域内の個々の農家の農地所有・利用についての考えは同じでなく、そのために多額の投資を必要とする土地基盤整備の事業実施について全農家の同意が得にくく事業の実施が困難になってきているが、今後における農地の流動化も近代的農業経営の確立も、国、県等がいかに高率補助をもって強力に土地基盤整備を進めていくかにかかっている。

6) 新しい農業経営主体の確立

今後の農業生産の担い手としては中核農家と高能率生産組織の育成が必要だとされているが、本県における土地利用型農業を考えると、果樹、野菜等では土地集約型経営になっているが、問題は前にものべたごとく本県の兼業農家は現状維持を最も志向していることから兼業農家の離農を前提とした農地流動化だけではだめであって、むしろ兼業農家の農業継続を前提としなければならない、ただその場合従来のままの経営の継続ではなくて、兼業農家個々の経営のワクをなくした生産性の向上が可能となる新しい経営主体の確立がなされなければ本県の土地利用型農業の振興は困難である。